平成２２年（フ）第１１４号
山形県酒田市山元字中峯58番地
債務者　高橋　　大
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１１５号
山形県酒田市浜中乙120番地
債務者　佐藤　　順
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第６６６号
埼玉県草加市旭町５丁目７番３号
債務者　石渡　正博
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６７１号
埼玉県越谷市大成町３丁目378番地　プレッソ・レイク103
債務者　山崎　怜依
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６８５号
埼玉県草加市吉町５丁目８番14号　アネックス草加第５―202号
債務者　駒木　伊織
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６８９号
埼玉県春日部市大場1372番地５
債務者　佐藤　篤子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６９１号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏629番地２
債務者　岡井佳代子（旧姓板谷・酒寄）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６９３号
埼玉県越谷市赤山町２丁目188番地　赤山ハイツ７号
債務者　相沢　安子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７０５号
埼玉県越谷市大字大房937番地10
債務者　畑中　広子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
埼玉県深谷市上柴町東５丁目13番地３　大八木荘Ａ棟
債務者　清水　加奈
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５３８号
埼玉県比企郡小川町大字小川741番地２
債務者　栗原　健一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４５０号
千葉県市川市真間５丁目14番８号　グリーンハイツ１Ｂ
債務者　平田　雄士
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５４号
千葉県習志野市藤崎２丁目３番２号
債務者　橋本めぐみ（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５７号
千葉県船橋市三山５丁目14番２棟105号
債務者　小川　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８７号
千葉県印西市小倉台１丁目１番地ＳＰ棟706号
債務者　神屋敷武史
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５２号
千葉県成田市公津の杜４―10ファインフルーク2427号室、住民票上の住所千葉県市原市桜台４丁目11番地１
債務者　石井　大地
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４２１号
千葉県成田市本城69番地５つるや航業小牧寮110号室
債務者　小林　弘之
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部